

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

## 退職所得の計算方法

Q：私は昨年の暮れ整理退職で5年勤めた会社を退職しました。退職金として250万円もらいましたが源泉税が差し引かれていました。源泉税の計算の仕方を教えてください。また、確定申告はしなければなりませんか。

A：退職所得となるものは、退職手当、退職一時金、一時恩給、社会保険または共済の各制度から受ける一時金等をいいます。

退職所得の計算方法は次のとおりです。

(その年の退職手当等の金額－退職所得控除額) × 1/2

※退職所得控除額

① 勤続年数20年以下

40万円×勤続年数（1年未満端数切上げ）

② 勤続年数20年超

80万円＋（70万円×（勤続年数－20年））

あなたの場合は

$(250万円 - 40万円 \times 5年) \times 1/2 = 25万円$

が退職所得となります。

この25万円に税率10%を乗じた2万5千円が所得税です。

退職所得に対する課税は、原則として、源泉徴収によって納税が終了しますので、通常は確定申告する必要はありません。

ただし、6年分については特別減税がありますから、確定申告をすれば源泉税の20%が還付されます。

退職手当等を受給した時に「退職所得の受給に関する申告書」を支払者に提出していないため、20%の税率で源泉徴収された人は確定申告が必要です。

